

イ ングを張った場合又はモルタル若しくはしつこいを塗った場合に限る。) が設けられたもの (は) (に) (ち)  
 八 令第七号第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、  
 次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。(い) (ろ) (ち)  
 イ 前号に定める構造 (ろ)

ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板 (けい酸カルシウム板に限る。) の面に厚さが三ミリメートル以上の繊維強化セメント板 (スレート波板及びスレートボードに限る。) 又は厚さが六ミリメートル以上の繊維混入イ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が三・五センチメートル以上のもの (ろ) (に)

九 令第七号第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、前号に定める構造とすることとする。(ち)

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの (第二号ハ、第三号ロ並びに第四号ニ及びハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。) とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。(ほ) (へ) (ち)

一 令第七号第一号に掲げる技術的基準 (通常の火災による火熱が三時間加えられた場合のものに限る。) に適合する柱の構造方法は、小径を四十センチメートル以上とし、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造 (鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが六センチメートル未満のものを除く。)

ロ 鉄骨を塗厚さが八センチメートル (軽量骨材を用いたものについては七センチメートル) 以上の鉄網モルタル、厚さが九センチメートル (軽量骨材を用いたものについては八センチメートル) 以上のコンクリートブロック又は厚さが九センチメートル以上のれんが若しくは石で覆ったもの

二 令第七号第一号に掲げる技術的基準 (通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。) に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。(ほ) (へ) (ち)

イ 前号に定める構造 (ほ)

繊維強化セメント板 (けい酸カルシウム板に限る。)